

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(令和元年12月23日京都市条例第39号)
(都市計画局住宅室住宅管理課)

- 1 入居者及びその配偶者のいずれもが入居の申込みの日現在において45歳以下であり、かつ、婚姻した日から1年を経過する日までに入居の申込みをした場合に適用される収入基準額を引き上げることとしました。
- 2 子育て世帯(中学校修了前の子どもを含む世帯)のみを対象とする子育て支援住宅の入居要件に、新たに妊娠中の者又は妊娠中の同居者がある者を追加することとしました。
- 3 民法改正による保証人制度の改正に合わせて、保証人に係る規定を削除し、保証人の確保を入居要件としないこととしました。
- 4 民法改正に伴い、不正入居者への請求金に係る利息を年5分の固定利率から変動利率とする等の規定改正を行うこととしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、上記3及び4に関する部分は、令和2年4月1日から施行することとしました。

なお、上記4に関して、施行の日前に支払期が到来した不正入居者への請求金に係る利息については、なお従前の例によることとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第39号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第2条の4中「住民（）」の右に「第6条第5号ア（エ）を除き、」を加える。

第6条第3号中「親族（）」の右に「婚姻の予約者その他」を加え、「その他婚姻の予約者」を「（以下「婚姻の予約者等」という。）」に、「この項」を「この条」に改め、同条第5号ア中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、（エ）を（オ）とし、（ウ）の次に次のように加える。

（エ） 入居者及びその配偶者（婚姻の予約者等（婚姻の予約者にあつては、市営住宅の引渡しの日（以下「引渡指定日」という。）までに婚姻する場合に限る。）を含む。以下この（エ）において「入居者等」という。）のいずれもが入居の申込みの日現在において45歳以下であり、かつ、当該入居者等が婚姻した日（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、同居を開始した日）から起算して1年を経過する日（その日が第4条第1項の規定による公募の期間中であるときは、当該期間の末日）までに入居の申込みをした場合において、当該配偶者と同居するとき。

第8条の3第2項中「同居者」の右に「（胎児を含む。次条第1項第1号において同じ。）」を加える。

第12条第1項第3号中「市営住宅の引渡しの日（以下「」及び「」という。）」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第3号中「、前条第1項に規定する保証人を立てず、又は」を削る。

第24条第4項を削る。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第26条第1項第7号中「ある者」の右に「（胎児を含む。）」を加え、同条第2項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第14条第3号、第24条第4項、第25条第2項及び第26条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第26条第2項の改正規定の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の京都市市営住宅条例第26条第2項に規定する利息については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅管理課)